

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則
- 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条企画室の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 陸運事務所に関すること。

第九条総務管財課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十五号

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十八条第一項の規定による事業計画の変更のうち運行回数削減を伴う運行時刻の変更に係るものの認可
- (二) 第四十一条第一項の規定による事業の休止の許可

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月二十日

鳥取県規則第六十六号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第五第一号(一)中「専用自動車道に関するもの」の下に「並びに運行回数の削減を伴う運行時刻の変更に係るもの」を加え、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)から(九)までを一ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市取東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】